

排水設備工事等の確認事項

(1) 排水設備等工事確認申請書について

- ① 工事が着手する前に排水設備等工事確認申請書を提出し、工事完成後速やかに、排水設備等工事精算書、排水設備等工事完成届及び公共下水道使用開始(休止・廃止)届を提出してください。
- ② 公共枴を新設、改修する場合は公共枴設置申請書を提出してください。
- ③ 排水設備等工事確認申請書の予定工期は必ず記入して下さい。
- ④ 排水設備の依頼を受けたときは、水洗便所改造資金貸付制度があることを依頼人に説明して下さい。
- ⑤ 申請時には委任状を提出してください。(必ず申請者の直筆)
- ⑥ 案内図は詳細な案内図を A4 サイズで提出してください。
- ⑦ 申請書の平面図には、排水される箇所名を記入し、間取り等は記入しないで下さい。
- ⑧ 申請書・精算書については令和 2 年 4 月 1 日付で様式が改正されていますので新しい様式のものを使用してください。
- ⑨ 使用開始届については、記入漏れ、間違いの無いよう指定工事店が確認して下さい。(水道メーター番号及び家族の人数等)
- ⑩ 井戸を使用している場合は、申請書に井戸の箇所を明示し、井戸メーターを付けて下さい。尚、メーターは市で支給し、設置費用も市で負担いたします。(在庫の関係上、申請時に口径、現地式か遠隔式を確認し、見積書を添付して下さい)
- ⑪ 公共下水道を使用する新設水道メーターも、下水道使用開始届を提出して下さい。
- ⑫ 土地所有者及び家屋所有者を確認し、第三者の所有地に排水設備を埋設する場合、事前に土地所有者及び家屋所有者から使用承諾書を得て、その写しを下水道課に申請書と併せて提出して下さい。

(2) 排水設備工事の検査について

- ① 毎月 10 日までに提出された精算書は、その月末までに検査を行います。
- ② 手直し箇所は 7 日以内に必ず施工し検査を受け直して下さい。
- ③ 受検者は、事前に排水設備を確認しておいて下さい。
- ④ 排水設備工事検査時に、検査を受ける指定工事店は給排水設備工事に必要な工具類を必ず持参して下さい。
- ⑤ 検査時留守のお宅が多いので事前に合格証標を貼る位置を施主に確認して下さい。(貼る位置は玄関又は、見やすい所)
- ⑥ 既設管及び枴の点検を十分にし、雨水が入らないよう密閉蓋に交換して下さい。
- ⑦ 検査のとき留守のお宅もあるため、台所のトラップ枴を清掃することを施主に説明して下さい。

(3) 貸付工事について

※必ず工事申込者に貸付制度があることを、説明をして下さい。

- ① 貸付対象審査合格後に工事着手をして下さい。
- ② 水洗便所改造資金、借入申込書の申込者氏名及び保証人氏名にフリガナを付けて下さい。

(4) 排水設備等工事確認申請書の取下げについて

申請後半年以上経過しても、施主に工事着手の意志がない場合、指定店がその意志を確認し取下げをして下さい。

(5) 公共樹の取出し工事について（工事名：下水道取付管手数料）

- ① 公共樹設置申請書を提出してください。（自費工事（施主負担工事）の場合も同様とする。）その際に指定店で施工できるかを確認します。
施工できない場合は下水道課にて土木業者を選定します。
施工できる場合は申請書に併せて見積書を提出してください。
見積書の妥当性を精査し妥当であれば施工を依頼します。
見積書の妥当性によっては他社に見積依頼し他社に公共樹の施工を依頼する場合があります。
- ② 工事施行者は維持係職員と打合せをし、取出しの日を決定して下さい。
- ③ 見積書、支給材料受領書の提出が無い場合は、工事を行うことは出来なくなるので必ず事前に提出して下さい。
- ④ 工事の当日はかならず着手時と終了時に維持係まで連絡をして下さい。
* 自費工事についても同様に連絡をして下さい。
- ⑤ 工事終了後、公共（汚水）樹設置位置確認書の提出をして下さい。
* 自費工事（施主負担取出し工事）についても同様に提出をして下さい。
- ⑥ 取出し工事で写真がない場合は請求があっても施工の良否がわからないため支払いはいたしません。必ず施工前後、施工中の写真を撮ってください。
- ⑦ 工事写真の撮り方で、着工前及び完成写真は道路の全景を入れて下さい。
- ⑧ 工事写真の1ページ目に住宅地図の現場案内図を必ず付けてください。
- ⑨ 掘削の深さが1.5mを超える取出し工事を行う場合は、安全管理を徹底し必ず土留め支保工を施工してください。また、自社で土留めの施工が出来ない場合については下水道課に相談してください。

(6) 交通制限の所要期間について

- ① 市道の車両通行止は、2週間の期間が必要になりますので注意して下さい。
- ② 市道の片側通行止は、1週間の期間が必要になりますので注意して下さい。
- ③ 国道・県道につきましては、1ヶ月の期間が必要になりますので注意して下さい。
※状況に応じて、予告看板等の設置をして下さい。

(7) 無届け工事について

- ① 工事日から遡り下水道使用料を指定工事店、または施主に請求しますので注意して下さい。(使用開始日から)
- ② 悪質な行為は条例に基づき対応しますので注意して下さい。

(8) 休業届けについて

- ① 指定工事店になってから2年が経過しても工事実績のない指定工事店は、指定辞退か休業届けを桐生市長宛に提出して下さい。
- ② 休業届け中に排水設備工事の依頼を受けたときは、市長に指定再開届けを提出し決裁後排水設備等申請書で下水道課へ申請をして下さい。